

佐財第264号
令和3年10月4日

各部（局）長 様

財政部長 小川 浩功

令和4年度予算編成方針について（依命通達）

国の動向等

国は、令和3年9月の月例経済報告において「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」と示しています。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜くこととしており、併せて「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、地方創生や少子化対策等の課題に重点的な投資を行い、力強い成長を実現するとしています。

本市の財政状況と見通し

本市の令和2年度決算における各種財政指標について、まず、当該年度の実質的な収支を表す実質単年度収支が5年ぶりの黒字となりました。また、財政状況の弾力性を示す経常収支比率についても、依然として硬直化は続いているものの、前年度比では改善しております。

しかしながら、これらの数値改善については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金等の歳入増や、コロナ禍でのイベント中止による歳出抑制の影響を強く受けており、楽観視できる状況ではありません。

また、令和4年度の歳入については、根幹をなす市税がやや回復見込みである一方、臨時財政対策債が減額見込みであることなどにより、前年度比はほぼ横ばいになると見込まれますが、歳出面では、扶助費等の義務的経費や老朽化した公共インフラの更新など、増加要因があります。このような状況が続く中で、必要な行政サービスの水準を保つためには、抜本的な歳出抑制を行わなければなりません。

より一層の工夫を

令和4年度の予算編成にあたっては、職員一人一人がこのような状況を認識した上で英知を結集し、スクラップ&ビルドによる事業の選択と集中や、実施方法についても既成概念にとらわれずに徹底した見直しを行うこと、及び、財源の一層の確保に努めることを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

第1 基本方針

(1) 健全な財政運営と持続可能な財政の確立

中長期的な視点から財政基盤の強化を図るため、事務事業の見直しを徹底し、行政コストの削減、及び新たな財源確保に全力で取り組む。

(2) 将来都市像の実現をめざした取組みの推進

第5次佐倉市総合計画・前期基本計画、及び第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第6次佐倉市行政改革を着実に推進する予算編成を行う。

(3) 予算要求等の状況の公表

要求状況など編成過程を随時公表するとともに、パブリックコメント等を通じた市民の意見を参考に、最終案を決定する。

第2 予算要求にあたっての留意事項

1. 総括的な事項

(1) 行政サービスのあり方を再検討

事業の統廃合を含めた見直しを積極的に図ること。また、人口構成や社会構造、市民ニーズの変化をふまえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分など、適切な実施主体について再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。

(2) あらゆる角度から事業を検証

令和2年度決算等から、行政評価における指標の目標及び達成状況、課題点や今後の方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、監査委員からの決算審査意見や市議会の決算審査特別委員会意見等、外部からの意見を踏まえ、今年度予算の執行状況、決算見込みも考慮に入れた上で要求すること。

(3) 民間活力の活用、新たな資金調達方法等

指定管理者制度等、これまで取り組んできた PPP (Public Private Partnership) 事業に加え、民間企業からの協賛、ネーミングライツ、クラウドファンディングなどの新たな資金調達手段の活用、企業活動との連携などの事業手法を積極的に検討すること。

2. 「経費区分」及び「要求基準額」について

(1) 経常経費

経常経費の区分は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費、通常特別経費の4区分とし、各部局長あてに通知する要求基準額の範囲内で予算要求を行うこと。

なお、通常一般経費については、要求基準額を前年比マイナス3%とする。

(2) 臨時経費

臨時経費については、施策の推進に必要な経費で、実施計画に認められた範囲内で要求すること。要求にあたっては経費、財源等について更に精査すること。

3. 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢や景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握し、適正に見積ること。

(2) 使用料・手数料

「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行った使用料・手数料については、コロナ禍の影響も踏まえ、適正な額を見積もること。

(3) 国・県支出金等

国及び県の動向や制度を注視し、最大限の確保に努めること。また、各種公益法人からの助成についても同様に情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

(4) 市債

世代間の負担の公平性という観点から適正な範囲で市債を活用していくが、将来負担の抑制にも十分配慮し、地方交付税措置のあるものを中心に厳選すること。

(5) 未利用財産の有効活用

自動販売機設置に係る行政財産の貸付等、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、より一層の創意工夫により新たな財源の確保に努めること。なお、今後の利用が見込まれない財産については処分すること。

(6) 収入未済額

回収方針や目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収入率の向上に努めること。

4. 歳出に関する事項

(1) 設備の保守点検等

計画的な維持管理と業務の質の向上、合理化を図ること。

(2) 設備の更新等

ライフサイクルコストを意識した事業計画とすること。

(3) 情報システム経費

市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討すること。既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運用を図ること。

(4) 市補助金

佐倉市補助金検討委員会の提言に基づき、廃止、統合を含め内容を精査し、見直しを図ること。特に団体に対する補助金及び負担金については、個別の補助金交付要綱等に基づき適切な会計運営が行われているか補助対象経費の適格性の精査も含め徹底的に検証し、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。

(5) その他

原則として、現在の執行体制で実施可能な事業計画とすること。

5. その他の事項

(1) 特別会計

収支均衡を確保する独立採算制が原則であることから、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料等の受益者負担の適正化を図り、公費負担の公平性を確保すること。

(2) 公営企業会計

一般会計からの繰出しを、繰出基準の範囲内とすること。

(3) 一部事務組合

独立した特別地方公共団体ではあるが、当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また、負担金の計上にあたっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分精査し、その上で負担に応じること。

(4) 基金

設置造成の経緯を踏まえたうえで活用を図ること。

なお、長年にわたり活用実績のないものについては、その運用の見直しを行い、必要に応じて処分等を実施すること。

(5) 予算編成事務要領

佐財第260号「令和4年度予算編成事務要領について（通知）」による。